

# 新宿区競争入札参加有資格者指名停止等措置要綱

平成13年10月 1日

13新総財第 550号

改正 平成16年 3月16日

改正 平成17年 3月30日

改正 平成19年 4月26日

改正 平成19年12月26日

改正 平成22年 6月30日

改正 平成24年 3月21日

改正 平成25年11月 1日

改正 平成26年 2月19日

## 第1 目的

この要綱は、新宿区における契約事務の厳正な執行を確保するため、有資格者（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の11第2項の規定により、区長が契約の種類及び金額に応じて定めた指名競争入札の参加者の資格を有する者をいう。以下同じ。）に対する指名停止措置等の措置に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

## 第2 指名停止の手続等

- 1 総務部長は、新宿区指名業者選定等委員会(以下、「委員会」という。)の協議を経て、指名停止の措置を行うものとする。ただし、有資格者が贈賄又は談合の容疑により逮捕され又は逮捕を経ないで起訴された場合、その他必要があるときは、総務部長は、委員会の協議を経ることなく、当該有資格者について、直近の委員会の協議を経るまでの間、指名停止の措置を行うことができる。
- 2 指名停止の措置が行われたときは、契約締結権者（新宿区契約事務規則(昭和39年新宿区規則第15号)第2条の(4)に定める者をいう。以下同じ。)は、停止期間が満了するまで、当該指名停止に係る有資格者を指名してはならない。
- 3 契約締結権者は、指名停止期間中の有資格者が、新宿区が発注する工事、委託等の一部を下請し、又は受託することを承認してはならない。

## 第3 指名停止の基準

- 1 有資格者が別表各号に掲げる措置要件のいずれかに該当する場合は、事情に応じて同表各号に定めるところにより期間を定め、当該有資格者について指名停止を行うものとする。

ただし、指名停止に至らない場合は、当該有資格者に対し、注意の喚起を行うことができる。

2 別表の2又は3の場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該有資格者の指名停止事由の発生部門のみの指名停止を行い、他の部門の指名停止を行わないことができる。

- (1) 土木部、建築部等のように社内的に責任体制が明確にされており、かつ、その責任者として役員をあてている場合
- (2) 部門別格付、社内責任体制のあり方等を総合的に勘案して、前記に準ずると認められる場合

#### 第4 指名停止期間の特例

1 有資格者が一の事案により別表各号の措置要件の二以上に該当した場合は、最も長い期間となる措置要件を適用し、指名停止期間を定めるものとする。

2 次の各号のいずれかに該当する場合は、別表各号に定める期間の範囲内で、通常の措置に加算して指名停止期間を定めることができる。

- (1) 有資格者が、別表の1の措置要件に係る指名停止期間中又は指名停止期間満了後3年を経過するまでの間に、再び、同表の1に該当することとなったとき。
- (2) 有資格者が、別表の3の措置要件に係る指名停止期間中又は指名停止期間満了後もしくは注意の喚起を受けた後3年を経過するまでの間に、再び、同表の3に該当することとなったとき。
- (3) 有資格者が、別表の4の(1)から(5)までの措置要件に係る指名停止期間中又は指名停止期間満了後3年を経過するまでの間に、再び、同表の4の(1)から(5)までに該当することとなったとき。
- (4) 別表の4の(1)から(5)までに該当する場合で、当該違反行為において有資格者個人又は有資格者である法人の代表権を有する役員（代表権を有すると認めるべき肩書を付した役員を含む。）が主導的役割を果たしたとき又は当該違反行為が極めて広域的に行われたとき。
- (5) その他特に必要であると認められるとき。

3 次の各号のいずれかに該当する場合は、別表各号に定める期間の範囲内で、通常の措置よりも短縮して指名停止期間を定めることができる。

- (1) 別表の2又は3に該当する場合で、事後処理が適切になされたときと認められるとき。
- (2) その他特に必要であると認められるとき。

4 極めて悪質な事由があるいはしんしゃくすべき特別の事由等がある場合には、別表に定める期間の範囲にかかわらず、指名停止期間を定めることができる。

5 指名停止期間中の有資格者について、必要があると認めるときは、別表に定める期間の範囲内で、指名停止期間の変更を行うことができる。

6 第9の規定による報告を怠った場合は、当該有資格者に対して、別表に定める期間の範囲内で、指名停止期間の変更を行うことができる。

- 7 指名停止期間中の有資格者が、指名停止の措置要件に該当することとなった事実又は行為について責を負わないことが明らかになったときは、当該有資格者に係る指名停止の解除を行うものとする。

## 第5 下請負人、共同企業体及び事業協同組合等に関する指名停止

- 1 別表の2、3又は4の(6)の措置要件のいずれかに該当し指名停止を行う場合において、当該指名停止について責を負うべき有資格者である下請負人があることが明らかとなったときは、当該下請負人について、元請負人の指名停止の期間の範囲内で事情に応じて期間を定め、指名停止を行うものとする。
- 2 別表の4の(1)、(2)又は(5)の措置要件により指名停止の対象となる有資格者又は指名停止の措置を受けた者が、合併、会社分割、営業譲渡等により、他の有資格者へ移行する場合、又は指名停止の対象となる有資格者の一部若しくは指名停止の措置を受けた有資格者の一部が他の有資格者へ移行する場合は、同じ措置要件により移行先の有資格者に対しても指名停止を行うことができる。
- 3 新宿区が発注した工事において、別表の4の(1)又は(5)の措置要件により、有資格者である個人、有資格者である法人の役員又は使用人が逮捕又は起訴された場合は、必要に応じて、当該有資格者である個人、当該有資格者である法人の役員又は使用人が役員等（使用人は除く。）となっている他の有資格者についても同様に指名停止を行うことができる。
- 4 共同企業体について指名停止を行うときは、当該共同企業体の有資格者である構成員についても、当該共同企業体の指名停止の期間の範囲内で期間を定め、指名停止を行うものとする。
- 5 事業協同組合等について指名停止を行うときは、当該事業協同組合等の有資格者である組合員についても、指名停止を行うものとする。

この場合の組合員に対する指名停止期間は、当該事業協同組合等の指名停止期間に適用された別表に定める期間の範囲内とする。
- 6 4又は5の規定により構成員又は組合員について指名停止を行うときは、明らかに当該指名停止の責を負わないと認められる者を除くものとする。

## 第6 指名停止の通知

第2の1の規定により指名停止を行い、第4の5若しくは6の規定により停止の期間を変更し、又は第4の7の規定により停止を解除したときは、当該有資格者に対し遅滞なく通知するものとする。

## 第7 指名停止の特例

契約締結権者は、指名停止期間中の有資格者であっても、契約の種類、履行場所等から判断し、特に必要と認められる場合は、当該契約について指名を行うことができる。

## 第8 指名停止等の公表

- 1 第3及び第5の規定により指名停止を行ったときは、有資格者名、指名停止期間等を公表するものとする。
- 2 第4の5及び6の規定により指名停止の期間を変更したときは、変更内容に応じ、前項の公表内容を変更する。
- 3 第4の7の規定により指名停止を解除したときは、公表を取りやめる。

## 第9 報告

- 1 別表の4の(1)、(2)又は(5)の措置要件により指名停止の措置を受けた者が、合併、会社分割、営業譲渡等により、指名停止の対象となった有資格者又は有資格者の一部を他の有資格者へ移行する場合は、当該有資格者から遅滞なく報告させるものとする。
- 2 新宿区が発注した工事において、別表の4の(1)又は(5)の措置要件に該当する場合、当該逮捕又は起訴から遅滞なく、当該有資格者に役員の兼職について報告させるものとする。

## 第10 暴力団等に関する措置

- 1 有資格者である個人、有資格者である法人の役員若しくは使用人又は有資格者の経営に実質的に関与している者が、次の各号のいずれかに該当し、契約の相手方として不適切であると認められる場合は、当該有資格者について入札に参加させないものとする。
  - (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年5月15日法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）の関係者であるとき。
  - (2) 自社、自己若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団の威力又は暴力団の関係者を利用するなどしているとき。
  - (3) 暴力団又は暴力団の関係者に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持、運営等に協力し、若しくは関与しているとき。
  - (4) 暴力団又は暴力団の関係者と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
  - (5) 暴力団又は暴力団の関係者であることを知りながら、これを不当に利用するなどしているとき。
- 2 1の規定による措置を受けた有資格者が、1の規定による措置要件に該当することとなった事実又は行為について責を負わないことが明らかになったときは、当該有資格者に係る措置の解除を行うものとする。
- 3 1の規定による措置を行ったときは、有資格者名等を公表するものとする。
- 4 2の規定により措置を解除したときは、公表を取りやめる。

附 則

- 1 この要綱は、平成13年10月 1日から施行する。
- 2 東京都新宿区競争入札参加有資格者指名停止基準（昭和55年4月）は廃止する。

附 則

この要綱は、平成16年 4月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年 4月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年 5月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年 1月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年 7月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年 3月21日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年11月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年 4月 1日から施行する。

【別 表】

措 置 要 件	期 間
1 贈 賄	逮捕又は起訴を知った日から
(1) 次のア、イ又はウに掲げる者が新宿区職員に対する贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで起訴された場合	
<p>ア 営業主又は法人の代表権を有する役員（代表権を有すると認めるべき肩書を付した役員を含む。以下「代表役員等」という。）</p> <p>イ 役員又はその支店若しくは営業所を代表するものでアに掲げる者以外のもの（以下「一般役員等」という。）</p> <p>ウ ア及びイに掲げる者以外のもの（以下「使用人」という。）</p>	<p>1 2月以上24月以内</p> <p>9月以上24月以内</p> <p>6月以上18月以内</p>
(2) 次のア、イ又はウに掲げる者が、東京都の区域内における新宿区以外の公共機関の職員に対する贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで起訴された場合	
<p>ア 営業主又は代表役員等</p> <p>イ 一般役員等</p> <p>ウ 使用人</p>	<p>6月以上18月以内</p> <p>4月以上12月以内</p> <p>3月以上 9月以内</p>
(3) 次のア、イ又はウに掲げる者が、東京都を除く関東地方の区域内における新宿区以外の公共機関の職員に対する贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで起訴された場合	
<p>ア 営業主又は代表役員等</p> <p>イ 一般役員等</p> <p>ウ 使用人</p>	<p>4月以上12月以内</p> <p>3月以上 9月以内</p> <p>1月以上 5月以内</p>
(4) 次のア、イ又はウに掲げる者が、(2)及び(3)の区域外における新宿区以外の公共機関の職員に対する贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで起訴された場合	
<p>ア 営業主又は代表役員等</p> <p>イ 一般役員等</p> <p>ウ 使用人</p>	<p>4月以上12月以内</p> <p>1月以上 6月以内</p> <p>1月以上 3月以内</p>

措 置 要 件	期 間
2 契約（物品の買入れに関するものを除く。）履行上の事故	当該認定をした日から
(1) 新宿区発注の契約履行上の事故の場合	
ア 事故を発生させ、公衆に死者を出し、又は広範囲にわたる公衆が被害を受け、社会的及び経済的に損失が大きい場合	6 月以上 1 2 月以内
イ 事故を発生させ、公衆に傷害を与え、又は事故周辺の公衆が被害を受けた場合	2 月以上 6 月以内
ウ 事故を発生させ、従業員に死者を出した場合	2 月以上 6 月以内
エ 事故を発生させ、従業員に負傷者を出し、当該事故が重大であると認められる場合	1 月以上 5 月以内
オ 事故を発生させた場合（軽微なものを除く。）	1 月以上 3 月以内
(2) 新宿区発注の契約以外の契約において東京都内で事故を発生させ、公衆、従業員その他関係者に死者又は多数の負傷者を出し、又は広範囲にわたる公衆が被害を受け、社会的及び経済的に損失が大きい場合	1 月以上 3 月以内
(3) (2)の区域外で事故を発生させ、公衆に多数の死傷者を出すなど、社会的及び経済的に損失が著しく大きい場合	1 月以上 5 月以内
3 契約履行成績不良等	当該認定をした日から
(1)新宿区発注の契約において、その履行に際し必要な措置を怠った場合又は著しく適正を欠く行為があったと認められる場合	1 月以上 1 2 月以内
(2)新宿区発注の契約において、契約履行成績が著しく不良であると認められる場合	1 月以上 1 2 月以内
4 契約に関連する違法行為等による社会的信用失つゝ行為	
(1) 談 合 有資格者である個人、有資格業者の役員又は使用人が談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで起訴された場合	逮捕又は起訴を知った日から
ア 新宿区発注の契約に関するもの イ 新宿区発注の契約を除く関東地方におけるもの ウ イの区域外のもの	6 月以上 2 4 月以内 4 月以上 1 2 月以内 2 月以上 6 月以内

措 置 要 件	期 間
<p>(2) 独占禁止法違反行為 「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）」に違反し契約の相手方として不適當であると認められる場合</p>	<p>当該認定をした日から</p>
<p>ア 新宿区発注の契約に関するもの イ 新宿区発注の契約を除く関東地方におけるもの ウ イの区域外のもの</p>	<p>3 月以上 1 2 月以内 2 月以上 1 2 月以内 1 月以上 6 月以内</p>
<p>(3) あっせん利得 「公職にある者等のあっせん行為による利得等の処罰に関する法律（平成 1 2 年法律第 1 3 0 号）」に違反（契約に関するもの）し、契約の相手方として不適當であると認められる場合</p>	<p>当該認定をした日から</p>
<p>ア 新宿区発注の契約に関するもの イ 新宿区発注の契約を除く関東地方におけるもの ウ イの区域外のもの</p>	<p>3 月以上 1 2 月以内 2 月以上 1 2 月以内 1 月以上 6 月以内</p>
<p>(4) 建設業法違反 「建設業法（昭和 2 4 年法律第 1 0 0 号）」に違反し、国土交通大臣又は都道府県知事から営業停止処分を受けた場合</p>	<p>営業停止処分を知った日から</p>
<p>ア 新宿区発注の契約に関するもの イ 新宿区発注の契約を除く関東地方におけるもの ウ イの区域外のもの</p>	<p>3 月以上 9 月以内 2 月以上 6 月以内 1 月以上 3 月以内</p>
<p>(5) 競売入札妨害 有資格者である個人、有資格者である法人の役員又は使用人が、競売入札妨害罪の容疑により起訴された場合</p>	<p>起訴を知った日から</p>
<p>ア 新宿区発注の契約に関するもの イ 新宿区発注の契約を除く関東地方におけるもの ウ イの区域外のもの</p>	<p>6 月以上 2 4 月以内 4 月以上 1 2 月以内 2 月以上 6 月以内</p>
<p>(6) その他社会的信用の失つ 前 5 項に掲げる場合のほか、違法行為等を行うことにより、社会的な信用を著しく失つたと認められる場合</p>	<p>当該認定をした日から  1 月以上 9 月以内</p>

措 置 要 件	期 間
5 入札参加における虚偽記載	当該認定をした日から
<p>新宿区発注の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札において、当該入札に係る競争入札参加資格確認申請書、競争入札参加確認資料その他の入札前の調査資料に虚偽の記載をし、契約の相手方として不相当であると認められる場合</p>	1 月以上 9 月以内
6 入札参加資格申請における虚偽申請	当該認定をした日から
<p>新宿区の競争入札参加資格申請において、申請書及び添付書類に虚偽の記載をし、契約の相手方として不相当であると認められる場合</p>	1 月以上 1 2 月以内
7 不誠実な行為	
(1) 落札後、正当な理由がなく契約を締結しない場合	1 月以上 1 2 月以内
(2) 新宿区発注の契約において、契約約款等に定める契約条項に反する行為を行い、契約の相手方として著しく不相当と認められる場合	1 月以上 1 2 月以内
8 その他不正な行為	当該認定をした日から
<p>4 に掲げる場合のほか、これらに準ずる不正な行為をし、契約の相手方として不相当であると認められる場合</p>	1 月以上 1 2 月以内